

解雇の補へたのである。然るに該業主の遺留財産たる餘年の
廿五と廿二十三日附録の決定の遺留財産の補償の割合は
一月二十二日附録の内裏親取調人吉岡耕吉の「遺留財産を提出

十一 遺 産

平當に「丁」金五圓以上支給するよう
附注し「解雇」又は「割合」の事務所を問はず
る、其の解雇のよう
3、遺留財産の補償の割合は
遺留財産の三割五分のよう
1、遺留財産の一割五分を割合とし五分以上給するよう
10、遺留財産の補償の割合は
そのようである。
本件附録の決定の遺留財産の補償の割合は「丁」

法人 協調會 福岡出張所

法人 協調會 福岡出張所

旋し様なく遂に所轄二日市警察署に調停幹事を依頼した。

十二 解 決 状 況

所轄署は従業員が調停依頼を申出たる爲直ちに事業主にその
意嚮を傳へ善處方を求めたる結果左の條件にて解決したので
ある。

- 1、犠牲者を出さざること
- 2、將來眞面目に就業するに於ては其の成績如何により相當
の解雇手當を支給す